

契 約 書

（ 訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション ）

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人社団共済会 共済会櫻井病院

様

(以下、「利用者」といいます)と、医療法人社団共済会 共済会櫻井病院(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション、または介護予防訪問リハビリテーションについて、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問リハビリテーション、または介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から第10条に基づく契約の終了があるまで、本契約の定めるところに従い当事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスを利用できるものとします。

第3条 (訪問リハビリテーション計画作成・変更)

1. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問リハビリテーション計画を作成するものとします。
2. 事業者は、医師の診療に基づき、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。事業者はこの「訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
3. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
4. 事業者は、訪問リハビリテーション計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を説明し、同意を得るものとします。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は主治医に診療録、その他の診療に関する記録を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 (訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容)

1. 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容は重要事項説明書に定めたとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション計画に沿って重要事項説明書に定めた内容の訪問リハビリテーションサービスを提供します。

第6条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの実施ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入します。
2. 事業者は、サービス実施記録簿を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

3. 利用者、利用者家族（署名代行者）は、希望があれば当該利用者に関する第2項のサービス実施記録簿等の複写物の交付を受けることができます。

第7条（訪問リハビリテーション職員等の交替等）

1. 利用者は、選任された訪問リハビリテーション職員の交替を希望する場合には、当該訪問リハビリテーション職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問リハビリテーション職員の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、訪問リハビリテーション職員の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
3. 訪問リハビリテーション職員が、体調不良等の場合で、訪問出来なくなった際は、可能な限り代替人員を人選し対応致します。

第8条（費用）

1. 利用者は、サービスの対価として利用単位毎の合計費用を支払います。
2. 事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙料金表に記載した通りです。
3. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して利用者へ送付します。
4. 利用者は、当月料金の合計額を事業者の指定する方法で支払います。
5. 利用者は、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、電気、電話の費用を負担します。
6. 事業者は、提供する訪問リハビリテーションサービスの内、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
7. 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を交付し、説明の上、同意を得ることとします。

第9条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供開始時間前までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。
2. サービス提供中に何らかの理由によりリハビリテーションの中断の申し出があった場合には、サービス提供を中断致します。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書等で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書等で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - ④ 利用者が入院、その他個人的な理由で3カ月以上利用がなかった場合。

第11条（秘密保持）

1. 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 個人情報の利用に当たっては別紙の個人情報利用同意書に同意を頂いた上で使用することとします。また、家族の個人情報に関しても同様に同意を頂いた上で使用することとします。同意を頂けなかった場合でも不利益になることはありません。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーション、または介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じ、その内容を記録します。

第13条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、医師、介護支援専門員（介護予防に当たっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を迅速に講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録します。

第14条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
2. 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第15条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（連携）

1. 事業者は、訪問リハビリテーション、または介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 通所系サービスや訪問系サービスへ移行する際、担当責任者は、他サービス事業者との連携をスムーズに行うため、利用者様の心身の状況等を記載した情報提供書を提出いたします。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は担当責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口：医療法人社団共済会 共済会櫻井病院

TEL 042-362-6647 担当責任者： 本多 慎

受付時間 月～土 午前9時～午後5時

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 _____

電話番号 _____

【署名代行者】

住 所

氏 名

利用者との 関 係 :

電話番号

署名代行事由：

【事業者】

〒183-0014
東京都府中市は政2丁目36番
医療法人共済会 共済会櫻井病院
管理者 櫻井 誠
電話番号042-362-5141
(指定番号 第1313870011号 東京都)